

国の地方支分部局（出先機関）の見直しについての政府委員会と全国知事会との意見交換を踏まえて

日 時 平成20年3月18日（火）16：25～16：58

場 所 都道府県会館6階 全国知事会知事室

出席者 麻生全国知事会会長

山田地方分権推進特別委員会委員長（京都府知事）

中川全国知事会事務総長

（事務局）

ただいまから、地方分権改革推進委員会における国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）についての記者会見を始めさせていただきます。

本日は、麻生会長と地方分権推進特別委員長の山田京都府知事が出席しております。

配付資料は、本日の会議に提出した提言の概略版です。

それでは、麻生全国知事会会長からお願いいたします。

（麻生全国知事会会長）

2月28日に、地方分権改革推進委員会の方に出席し行き、我々の国の地方支分部局（出先機関）の見直しについての提言を行いました。時間が非常に短くて10分でした。やはりもう少し詳しく聞きたいということで、また、我々もぜひ詳しく話しをしたいということで、地方分権改革推進委員会に行き、今日、時間をちょうど1時間頂き、この提言の内容について説明をしました。

今日は、地方分権推進特別委員会委員長担当であります山田知事の方から各省の機関の在り方、地方出先機関の在り方についての見解を具体的に説明するというを中心、その根底にある我々物の考え方の説明をしたという状況です。中心的な点については、山田委員長の方から皆さんに説明します。

（山田地方分権推進特別委員会委員長）

基本的な概要はご存じのように、全国知事会でまとめた国の地方支分部局の見直しの具体的方策について、ちょっと量が多いものですから、経済財政諮問会議の時は3枚でしたが、今回また増やして6枚にしました。倍になりましたが、それで説明をさせていただきました。

中身的には皆さんご存じのとおりだと思のですが、地方分権改革推進委員会の方からは、やはり今、各省庁とやりあっている最中で、国の方の主張、例えば、専門家がいないんじゃないとか、大規模なものどうするのだとか、そういったことについて地方はどう考えるのか、という非常に、今までのヒアリングを踏まえた形での質疑が多くありました。

それに対して、私と麻生会長の方で、国は抽象的にはそう言っているけれど、具体的に本当に必要な専門家とはなんなのかということは、提示できないのではないかとということと、専門家を育てることと、専門家が実際にどこで事業をやるかは別で、都道府県にもいっぱい国からも来ている。

それでわざわざ出先機関を作らなくてはいけない、そういう事情ではないですということも申しあげました。実際問題として、都道府県の調整は、地方出先機関がやっているのではなくて、本省がやっている例の方が多いのですということ、具体的事例をあげて申しあげてきました。

後は、西尾委員の方からは、法務局の問題がだされ、法務局を移譲しても自治の裁量には繋がらないのではないかと、かえて、都道府県と市長村の関係が、新しい上下関係を生むようなことになってしまっていて、そういった観点からすると、全国知事会も両論併記のようだけれども、私は反対だという意見がだされたので、私の方からは、そういった面から、もちろん全国知事会は躊躇論もあります。

しかし逆に、今、国の地方出先機関が人員削減計画の中にある中で、ハローワークや法務局については、サービスの後退ということを地方の住民は懸念をしているので、そうした観点からやはり、移譲された方が住民サービスという点では、良い場合もあるのではないのでしょうかということをお願いしました。

猪瀬委員の方からは、やはり今できてきている、道路特定財源を中心として、国の外郭団体の問題等で、地方の方も十分にチェックをしてこなかったのではないかと話がありました。まさに私共こうして具体的な方策を、提言をだして、住民の皆さんに透明な行政ができるようなことをやっているところですよという話をしました。

小早川委員の方からは、広域連合の説明をしました。この動きを説明しまして、特に広域連合について我々は自治の観点、内容を充実させることが必要だというふうに考えている。その中で関西は、今こういう検討をしていますという関西広域連合のことを、少し説明をしました。そうした面では会長の方からも、九州での取組みの事例を説明した。国に頼らずとも、地方がしっかりと連携をしている中で、広域行政にも対応してきているということをお話しました。

丹羽委員長からは、基本的に私共と皆さんは同じ立場であるという話がありまして、これからも連携をとって行きたいという話がありました。

(事務局)

それでは質疑に入りますが、社名とお名前をおっしゃってからお願いいたします。

(記者)

地方分権改革推進委員会の方ですが、具体の出先機関の見直しについては、二次勧告以降ではないかと言われていますが、具体的に勧告を作るにあたって、特にこういった点に力点を置いて勧告を作ってほしいという、そういった要望はありますか？

(麻生全国知事会会長)

それはそもそもが、今回のことは、民間委員の経済財政諮問会議で民間委員から非常に広範囲な機関に広範囲な国の出先機関の見直し可能であるという意見が出されたところから出発をしています。

我々は、それを受けた形で地方分権改革推進委員会が我々にも意見を出せということでやってきました。膨大な作業をやりました。

実は地方支分部局というのはよく分からないところがあります。一番分からないのは、権限関係がどうなっているのか。内部の権限委任で状態になっていますから、どこまでが地方に任されて、どこまでが本省権限なのかよく分からないという状況の中で、作業をしてきました。ということで、まとめましたから、これ本格的に見直しをやってもらいたいと思います。中途半端な妥協はしてもらいたくない。

それから行革この作業は、実はまだ地方の行革は随分やっていますし、本省ベースの行革というのは省庁の再編をはじめ随分やりました。省庁の再編成を始め。だからこれ実は、エアポケットになっています。しかし、出先機関というのは、戦後のずっと行政改革上は、実はエアポケットになっています。

従って、今日猪瀬さんがおっしゃられていましたが、地方の出先機関はどうなっているか、誰が本当にチェックしていたのだと、誰が見るのだと。実は出先機関地方はチェックしていなかったじゃないかと。まあ、そうなんです、というようなことで、まさに本格的に今回は、国全体の立場、地方の立場から、国の出先機関を徹底的に見直すという機会にしなくてははいけないと思います。

(記者)

今回、全国知事会が提言をまとめる上で、けっこう細かな点で各県の意見の違いがあり、例えば道路、河川、また一部の県からは環境もそうですが、かなり意見の違いがある中で、割と巧みなボールを投げたかなと気がしますが、今後、具体的に勧告が出て、具体的見直し論議が入っていく中で、都道府県間の当初の意見の違いというのが再び表面化してくるおそれというのは、どう見えていますか？

（麻生全国知事会会長）

よく意見の違いがあるから、全国知事会はまとまっていないとかいうが、それは当たり前で、いろんな意見があるから議論をしているのであって、その議論の中で異なった意見が出たら、全国知事会はまとまっていない、そんなことは、我々の社会当たり前です。そういういろんな意見の違いがある中で、共通項としてここまでできています。実際に具体化するにあたって、意見の違いがでてくる可能性は充分あります。

しかし、我々はその中で合意点を見つけながらやっていくということをしなくてはならないと思っています。それは、山田委員長が一番痛感している。

（山田地方分権推進特別委員会委員長）

この問題、意見の違いが何故でてるのかということだと思います。皆、気持ち的には方向性は変わらないと思うのですが、やはり一番気にしているのは、今日の委員会で申しあげたのですが、財政の問題です。

財政的に強いところと弱いところがあって、うまく権限移譲や財源移譲、それをしてもらわなければ、出先機関の統廃合自身が地域の衰退に繋るのではないかとことをやっぱり心配されているところがありますので、私達がやはり平面的な議論をするのではなくて、地方全体の活性化という議論の中で、地方分権全体の中で、地域を良くするんだという中で、この議論を展開するように心がけていくことによって、各知事が足並を揃えて、進んでいけるようにしていきたいというふうに思います。

（麻生全国知事会会長）

それはまさにそのとおりで、権限なりを県に移すと、あるいは市町村に移すとなった場合に、それ見合いの財源はどうなるのかと。権限を行使するには、いろんな財源が必要です。例えば、河川管理をやるようになった場合には、これは当然、その費用お金がかかる。あるいは、必要な人材をちゃんと確保しやらなければいけない。あるいは、国からの受け入れも考えなければいけない。その場合に、並行して不可欠な権限移譲と並行して不可欠な人材と財源というのはうまくいくのであろうかという、その不安が非常に大きいわけです。その不安を、見通しはどうかということになってきた場合に、そんなに権限ばかり受けて大丈夫かというような、具体的なそれぞれの地域の実態にあつての不安の強弱がああいうかっこうで反映されているわけです。

従って、この改革はぜひ権限と同時に財源の移譲と、これもちゃんと計算して、これだけ必要と言っていますが、それを一体としてやらなくてはならないということだと思います。

（記者）

先ほどの地方分権改革推進委員会で二人共に、これまでの地方分権改革推進委員会のやりとりの中で、国側が地方自治体ばかりに任せるのは難しいとあげた理由を、ほぼすべて否定されていたと思いますが、国側の主張で、例えば、専門性が重要だとか広域的な連携が必要だとかという主張がほとんどですが、そういうことに関しては、都道府県としてはそんなことはないと思われませんか？

（麻生全国知事会会長）

ないです。専門性とは何かというふうに言った場合に、おそらく念頭にあるのは、例えば、建築規制をやるといった場合には、建築関係の学校をでた技術者集団が必要ではないですかと。土木で、いろいろやるとすると道路の設計とか、今、実態はコンサルタントに随分頼っていますが、そういう見られる人材がいるのかと。それは県にもいっぱいいます。建築、都市の学科を出た人達は、県にもいっぱいいます。だから、専門集団とは具体的になんなのかというと、いわば、技術屋集団を言っているに過ぎない。それはいくらでも、我々は採用できるし、現に我々は並行して採用しています。またそれに見合う、国からの人材の受け入れる用意があると言っています。それは抽象的にいうと何か専門家っていいますが、具体的に考えたら、いくらでも我々はやれるということだと思います。

(山田地方分権推進特別委員会委員長)

私も議事録を読みましたが、まともな反論というのか、本当に切実なものにはなっていません。抽象論だけを繰り返しているだけです。あの議論を見ていると。本当に抽象的なことを言っているだけなので、専門性は必要な部分はあり、だから、地方出先機関が必要だという話が全然論理的に繋がっていません。その辺りについては、地方分権改革推進委員会でも踏み込んでもらいたい。これから私共の提言も提出し、反論をしましたので、そうした議論が、総称的な議論から、もっと実質的な議論へと、入っていくことを期待します。その中で全国知事会として、言うべきことを言っていかなければいけないのではないかと思います。何の専門家をおっしゃっているのかも含め、地方公共団体の中でもいっぱい専門家いますから、皆、国の出先にしなくてははいけない。

(麻生全国知事会会長)

もう一つは、第二の点ですが、地方の間でうまく、この県境を越えた協力はできないのではないかといいますが、これは我々もっとも得意とするところです。実にいろんな今、県境を越えた協力をしています。今日の地方分権改革推進委員会で具体的な事例をあげました。これは急速に進んでいます。またそうしなければ、もううまくいきません。観光、農業についてもそうです。今、九州では我々は自動車産業の誘致を一所懸命やっていますが、これはこの九州全体でやっています。それから災害の時でも、相互援助協定を結んで、すぐ応援できるようになっています。災害の時に、国が調整しなければ上手くいかないというが、冗談じゃないと。国がいざとなった時に調整なんかしろと言ったら時間ばかりかかる。これ現実に、市町村と連絡をとりながら、そっちに動くから、どういうふうに避難しなければならぬとやっているわけです。

ただ、地震というものに対して、どの程度の耐震設計をもたなければいけないかということについては、相当専門的な研究がある。しかしそれは、行政機構でやるというより、むしろ、地震研究所とかあるいは、建物の耐震設計をする研究所でやるような話しというのが実態です。

そういうことを考えても、我々が地域を越えて県境なり、県を越えた問題があるいは、市町村を越えた問題が、うまく処理できないからというのは、むしろ国の方が縦割りです。徹底的に縦割りで、こういうのが実態です。

(山田地方分権推進特別委員会委員長)

具体的な事例を考えても、コムスの時に地方厚生局や地方労働局が何か調整しましたか。餃子の事件の時に地方厚生局が何か調整しましたか。調整したのは厚生労働省です。鳥インフルエンザも農林水産省です。実は、調整はしてないのです。地方出先機関は調整しているというのだが、調整しなければならぬ問題だったら、それは本省でやっている。それでなければ治まらない。

それは何かという専門性。そうしたものが地方出先機関には、実際には、あまりないです。地方出先機関が全国的な調整にのりだした、都道府県下にのりだした事例はあるのかなと、正直、私共思います。

(麻生全国知事会会長)

むしろ逆に、コムスンの問題、鳥インフルエンザでも、地方の出先機関が何かかんだら大変。混乱してしまって大変。地方と我々東京と直接やっているからまだいいが。

(山田地方分権推進特別委員会委員長)

鳥インフルエンザで大臣が来られた時に、最初に「私が農林省の方と会ったのは大臣が初めてです。」というのを申し上げた。そんな状況です。

(中川全国知事会事務総長)

ただ、報告だけは、出先の局に出せと。

(山田地方分権推進特別委員会委員長)

出先の局は、実は、その当時逃げたのです。逃げて、私は対策会議に出てくれと言ったら、考えさせてくれと言って。でも、最後は協力してくれました。

(麻生全国知事会会長)

国の出先機関に鳥インフルエンザの専門家はいないんじゃないか。むしろ県の方が保健所とかもって、獣医とかがいて、そういった知見は大きいです。

(山田地方分権推進特別委員会委員長)

あの時に、消毒の仕方とかそういった、鳥インフルエンザのマニュアルは、全部京都府が作って、国に渡してあげました。こっち側の方がよっぽど専門家だ。自衛隊に教えた位です。

(麻生全国知事会会長)

そこには伝統的に、国の方が偉いんだという思いこみがある。

(記者)

地方分権改革推進委員会が年内にも、年末までに勧告を予定していて、これから議論も本格化すると思われるが、全国知事会の地方分権推進特別委員会では、今後どのように議論を進めていくのか。年末位までの長いスパンで伺いたい。

(山田地方分権推進特別委員会委員長)

基本的には、まず我々の立場としては、地方分権改革推進委員会を後押ししなければならない。地方分権改革推進委員会が各省庁の言い分に屈してしまえば、これからどんなに地方分権をやろうとしてもできなくなるわけです。

そうした面で今、やりとりを分析している。それに基づいて反論していこうと思っています。地方分権改革推進委員会の義務付けとかこちらの方の問題に対して、各省庁のヒアリングが進んでいるので、それに対して、我々としてこういう国の言い分はおかしいという話をきちっと知事会の場であげて、それによって、地方分権改革推進委員会の一次勧告への援護弾を打っていく必要があると思っています。

地方出先機関については、骨太の方針にまず、どの程度でてくるのかという問題がある。正直言います、中間報告の時期が少し前後する可能性が出てきていますので、丹羽委員長を中心に骨太の方に、総理がこの問題を骨太の方針に取り上げると明確におっしゃったわけだから、そうした点につい

でも我々としては、骨太の方針に対してどうなのかと言っていく必要がある。それを通じて年末に向かった二次勧告に向けて支援策を講じていきたい。

ある点で、知事会のスタンスは決まったので、具体的な地方分権改革推進委員会と各省庁のやりとりを通じた援護射撃をこれから打っていきたい。

その次に本当は、財源の問題が出てくる。財源の問題は地方分権改革推進委員会の方もまだ議論が全然出てきていないので、秋にかけては我々としてももう一度考えていかなければいけない問題かと思う。そちらの方は、地方分権改革推進委員会というよりは、今年地の財計画の問題。分権の基礎は安定的な財政がないとできない。この問題はやっていかななくてはいけない。それは地方分権改革推進委員会とは離れた議論になると思います。今の時点では。

(記者)

知事会が両論併記とされた法務局の扱いについて、西尾委員が国の業務とすべきであると言われたが、委員長の個人的見解はいかがか。

(山田地方分権推進特別委員会委員長)

この問題は知事会では分裂してしまったが、その分裂した一つの要因としては、これをもらったところで自治の向上に繋がるのかというのが、皆胸の中にある。もう一点は、登記関係の話になると、市町村との関係の方が密だから、知事会の中で割れている中で強引に結論を出すのはどうかという抑制効果も働いた。

それに対して西尾委員からは法人登記の方は違うのではないかと話をされたが、私からは、今言った観点から正直言って「地方にできることは地方に」という言わば、原則論と実理論との間でまとまらなかったということを申し上げた。実理論の立場から言って、地方法務局は今後統廃合をかなり予定している。これは、労働局のハローワークと同様に、純減計画がいよいよ効いてくる。純減計画がでてくると、国も5%削減するとなると、3分の2は地方出先機関にいますので、そこを削らないとどうしようもないわけです。彼らもそれは認識している。霞ヶ関なかなか削れないなと思っているわけです。今だって人員は不足しているから。出先機関にすべていってしまうのです。

そうすると、出先機関のサービスが維持できるという前提で、実は知事会も地方公共団体側も議論しているが、そうでなくなってきた時に、もっと柔軟に住民サービスの確保という観点から事務を考えるあり方もあるのではないかと思う。そういう動きを見ながら、今後、この問題については見解をまとめていくべきと思う。

現に、鳥取県がハローワークの撤退した場所に、県立のハローワークを設置した。今日の委員会でも、佐賀の横尾委員から、佐賀でも同様に撤退されたので、ハローワークを撤退ではなく市役所の中に一部もってきて確保したという話があった。実は京都でも、ネオパークというところにハローワークという端末が、ハローワークと認定されていないところに初めて入っている。そういう、いろいろなケースが出てきているので、移譲・廃止・統合が一概にどちらかと言えずに、そういうのを眺めながら今後結論を出していけばいいと思う。

(記者)

自動車の登録業務も実利がないのではないかとということで両論併記になったのか。

(山田地方分権推進特別委員会委員長)

そういうことではない。基本的に原則からすると、国の出先機関自身に問題があると思っているわけです。結局、その議論をそこで申し上げましたが、住民監視が行き届かないとか、民主的なチェックが働き辛い機関というのは少なくすべきである。だから住民がきちっと自分の行政を選べるよ

うに、地方でできることは地方にという大原則を立てたわけなので、我々からすると陸運局の議論もこっちがすべき。しかし、専門知識もないわけです。そうした問題についてうけるのであれば、きちっとしたバックボーンを作りながらうけていくというのが筋書きでしょう。

廃止・統合・縮小という問題になった時に、国と地方が対立するのではなく、国と地方を通じたきちっとした行政のしくみを作るという意識を国の人にもってもらいたい。権限が侵されるという話で二項対立で物事を考えている限りは、無駄はなくならないし、民主的なチェックは働かない。構造的な欠陥を残したままになるということを理解してもらいたい。

私も国から権限を奪いたいと思っているのではなく、どこがやったら住民にとっていいのか、そういう立場から議論をしないと、地方側もまた三位一体改革の時の二の舞になるという思いでいます。

(記者)

住民訴訟の件ですが、国の業務を地方が引き受けると、住民訴訟請求の範囲が広がることが考えられて、首長に責任・負担がかかってくるおそれがあるが、そういった点で反対される声は出ていないのか。

(山田地方分権推進特別委員会委員長)

出ていないが、結局、誰も責任をとらない体制の方がおかしいから、さすがにそれはみんな言わない。もし社会保険庁が地方の機関だったら、今頃みんな大変な訴訟をおこされている。でも、誰も責任をとらない状況だった時に、初めてそれでよかったのかと思います。我々は何を言っているのかというと、責任がとれる体制にしてくれということ。自分が責任をとれる体制であるならば、そういう訴訟に対してもきちっと対応していけるが、権限と財源中途半端で、人数だけよこされて仕事をしろと言われて責任とれないままでやらされたら、それこそそういう文句が出ます。

だからこそ、権限・財源・組織を通じて、本当に私共が責任とれる体制を作らないと、中途半端な投げ方をされたのでは、それこそこちらも迷惑する。そうでないことこそ、今の分権では一番必要なのではないでしょうか。今のあり方を見ているとそういう感じがします。

(麻生全国知事会会長)

社会保険庁の前身になっている地方事務官制度、本当に命令系統がどうなっているのかよく分からない制度だった。地方事務官というのは、給料は地方側から出し、しかし人事権や職務執行権は中央。非常に分からない組織を続けた。それではいけないということで、国の方に一元化した。

(山田地方分権推進特別委員会委員長)

よかったかどうか問題がありますが、とにかくあのような中途半端なものだけは二度と困る。人事権がないのだから。人事権がない職員を指揮しなければならないということほど、我々からすると辛いことはなかった。

(麻生全国知事会会長)

職務執行権もなかったでしょう。金目のことは、こっちがやるが、具体的な職務執行のやり方については、国側にどうもあるようなかっこうでやっていた。

(山田地方分権推進特別委員会委員長)

予算がだいぶ委託でくる。違う組織が身体の中にあると感じた。

(麻生全国知事会会長)

根底には、ここは地方の責任でやる。ここは国の責任でやる。もっと役割分担を明確にする必要がある。

例えば、個別労働紛争。個別労働紛争というのは、組合と会社の紛争は中央労働委員会でやる、個人が訴える個別労働紛争を国の仕事にした。我々は福祉事務所とかで、伝統的にそういう相談に応じていたが、国の仕事にした。何故個別の問題まで国の方でやるのかとすったもんだして、結局今は、国の仕事になっているが、補助的に補完的に地方がやることにもなっている。わけが分からないことになっている。二重行政もいいところです。

(山田地方分権推進特別委員会委員長)

両方いけるのは、変ですよ。

(麻生全国知事会会長)

けど実態は、我々の福祉事務所にきています。地方の国の出先機関は我々でいえば、福岡しかないのだから。そういうところに行くのは大変です。だから、結局は我々の出先のところにきています。

そのようなことで、責任をもっと明確にしなければ、無責任体制ばかりになる。

- 以上 -